

令和7年
6月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月9日（月曜日）

議 事 日 程

令和7年6月9日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第19号から議案第21号まで
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（7名）

1番	小杉知弘
2番	古川元規
3番	加藤智恵子
4番	田村馨
5番	森弘秋
6番	竹島貴行
7番	前原英石

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡辺	光				
教	育	長	土田	聡			
総	務	課	長	山崎	貴史		
住	民	生	活	課	長	田中	勝
健	康	福	祉	課	長	船木	寛人

会 計 管 理 者 老 田 幸 雄
代 表 監 査 委 員 川 崎 正 夫

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 松 本 良 樹

午前 10 時 00 分 開議

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は 7 人です。定足数に達していますので、令和 7 年 6 月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議案第 19 号から議案第 21 号まで

○議長（古川元規） 日程第 1 議案第 19 号 専決処分の承認を求める件から議案第 21 号 令和 7 年度舟橋村簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）までの 3 件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（古川元規） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

田村 馨議員。

○4 番（田村 馨） おはようございます。4 番田村馨でございます。

改めまして、舟橋小学校の皆さん、おはようございます。

まず、質問に入る前に、本日小学校から傍聴に参加された皆さんは、社会科の授業で政治や議会、議員の働きについて学んでおられることと思います。実際の質問や答弁の内容については少し難しい言葉なども出てくるかと思いますが、行政と議会、議員がどのような役割を担っているのか、またこの議場の雰囲気も感じていただければ幸いです。

それでは、通告に従いまして、質問に入らせていただきます。

私からは、深刻な物価の高騰についてお尋ねします。

国民の生活は今、深刻な物価の高騰、そしてアメリカのトランプ大統領による一方的とも言える関税措置が追い打ちをかけ、暮らしと営業への不安は増すばかりであります。

そんな中、物価高騰が地域住民の暮らしと中小企業の営業を脅かす下で、自治体による独自支援が求められています。

3月31日付の帝国データバンクの情報によりますと、2025年通年の値上げは、9月までで食料品1万1,707品目で前年通年の約9割超に達するなど、値上げのペースが高まっています。

値上げの要因は、原材料高が97.8%と多くを占める一方で、物流費、人件費などサービス価格の上昇を受けた値上げが拡大しています。4月からは食品4,225品目が値上げされ、電気、ガスの支援が打ち切られ、全てのものが相次いで値上げされており、今年は2万品目の値上げが予想されているという情報があります。

足元では物価高騰により消費が伸び悩んでおり、1月から3月期の実質GDP成長率における民間消費支出はマイナス傾向となっています。背景には、食料品価格やエネルギー価格の高騰を受け、家計の節約志向が強まっており、景気低迷と生活困難が長期に及んでいることがあります。

また、アメリカのトランプ関税により、村内企業だけでなく、日本全体の雇用や産業が苦境に立たされます。

住民の命と暮らし、中小零細事業者を守るために国や県へ物価高騰対策を要請するとともに、本村として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用して、緊急に物価高騰対策を講じていただくよう、次の点について伺います。

まず1つ目ではありますが、低所得者に対し、米価高騰支援として1万円程度を支給。

次、学校給食の質を下げないため、学校給食食材費の物価高騰分に相当する食材費を支援。

国民健康保険税の未就学児に係る均等割額をなくすために、まずは村独自で軽減策の実施。

実質無利子・無担保で行うゼロゼロ融資の実施。

村内の介護・福祉サービス事業所などに対して、物価高騰対策のための助成。

肥料や飼料、種子などの高騰による、農家への支援。

最後に、若者の暮らし応援として、家賃助成などの実施。

以上7点について、村当局の見解をお伺いします。

○議長（古川元規） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中 勝） 私のほうから、4番田村議員の質問にお答えいたします。

物価高騰対策についてであります。

本村においても、国の交付金を活用しながら、水道料金の減免のほか、給食費の補助、

福祉施設等への補助等を実施してまいりました。また、各給付金についても、対象となる村民の皆様に早く給付できるように取り組んでおり、令和6年度物価高騰給付金については、135世帯分405万円及び子ども加算分の46万円の給付について、5月中に完了しております。

議員ご指摘の件の交付金事業についてであります。生活者支援もしくは事業者支援として、大きく分けて8つの項目について交付金が利用できます。

本村において、子育て世帯支援として、本定例会に補正予算として計上しております。昨年同様、交付金を給食費増額分に充当しており、内訳は小学校分として68万4,000円、中学校分として46万2,000円であります。この補助により、月額のプロテクト者負担の増加が生じないようにしております。この財源は令和6年度の交付金を活用いたしております。新たに令和7年度予備費充当事業については、今現在精査しているところでございます。

議員ご提案の住民税非課税世帯への給付金、国保税の軽減策や家賃助成等については、金額面から今回の実施は困難であります。

また、農家に対する支援については、村内の農家はほぼ稲作中心であり、昨年からの米価の上昇等により、肥料等の高騰分についても賄えている現状もあることから、実施は見送ることといたします。

学校給食については、先ほど答弁いたしましたとおり、既に対応済みであります。そのため、今回の予備費分につきましては、介護福祉事業所等の要望を聞き、費用助成について検討してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（古川元規） 前原英石議員。

○7番（前原英石） 皆さん、おはようございます。

今回の一般質問では、通告をしております3点について質問をいたします。

今日はお子さんたちもたくさん来ておられますので、なるべく質問は簡潔にしますので、答弁される方も、子どもたちに分かりやすく、簡潔な答弁をお願いしたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

まずは、マイナ保険証の一本化について質問します。

1点目、確認の意味も含め、マイナ保険証の一本化とはどういうことなのかお聞かせください。

2点目、舟橋村のマイナ保険証の取得率と利用率は。

3点目、舟橋村においての現行保険証終了後、最長2025年12月1日と言われておりますが、終了後についての対応と村民への周知についてお答えください。

4点目、国保税滞納者に対する今後の資格証、短期保険証の取扱いについてご説明ください。

次に、熱中症、命に関わる危険な暑さへの対応についてお聞きます。

私もこれまで、目の前が真っ白、真っ黒になるような状態で家まで連れてきてもらったこともあったり、何度か熱中症、子どもさんたちも、熱中症かなと思ったことはなかったでしょうか。

最近テレビを見ておりますと、東京都のほうで、私今日つけてきたんですけども、これ、熱中症を予防するためのウェアラブルデバイス、熱中対策ウォッチ「カナリア」という物でございます。都内の学校機関に、生徒の体調管理を目的とし、熱中対策ウォッチ「カナリアPlus」を実装。学校現場にて生徒にデバイスを装着していただくというようなことを小池知事が言っておられました。

また、皆さんもご存じかもしれませんが、カメラの前に顔を向けると体温が分かるという器械を知っておられますよね。今ではそのようなところに顔を向けると、その人が熱中症のどのくらいの程度なのか、4段階に分かれて症状が表されます。休憩しなさい、水を取りなさいとか、そういうふうに表示する器械も出てきております。

そういうような物も、いつか舟橋村でも取り扱っていただきたいなということを考えながら質問をさせていただきます。

まず1点目につきましては、本村での高齢者に対する熱中症対策の現状についてお聞きます。

2点目、今年度の外出時におけるクーリングシェルの開設予定場所と開設期間、開設時間帯についてご説明ください。

3点目、エアコンが設置されていない生活保護世帯や独居老人・高齢者世帯の把握について、またそのような世帯があるとして、エアコン設置を希望される場合の購入支援についての考えをお聞きます。

そして、4点目、今年度、学校の授業や屋外での活動、そしてプールなどにおける猛暑対策はどのような対策を講じられるのか。

また、熱中症と思われる症状が生徒に出た場合の対応、また一度に複数人が熱中症の

症状を訴えた場合等について、対策マニュアル等は策定されているのでしょうか。

最後の質問、竹内天神堂古墳についてお聞きします。

7日土曜日に舟橋会館で立山黒部ジオパークの総会、講演会が行われました。私も講演を聞いてまいりましたが、舟橋村唯一、立山黒部ジオパークに指定をされている竹内天神堂古墳ですが、それを村としてどのような位置づけで捉えておられるのでしょうか。また、古墳を後世に残していくための保存・保護についてはどのような考えをお持ちなのかお聞きします。

私の質問は以上です。

○議長（古川元規） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中 勝） 私のほうから、前原議員のマイナ保険証の一本化の質問に答えいたします。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化については、令和5年のマイナンバー法等の一部改正に伴うものとなっております。この改正により、保険証利用登録がされたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行されたところでございます。

次に、マイナ保険証取得率・利用率についてであります。

村の国民健康保険では、4月1日現在、取得率は78.7%、利用率は37.2%となっております。また後期高齢者医療保険については、3月時点で富山県全体の登録率は74.93%、利用率は40.51%と全国一であります。本村における登録率は70.73%、利用率は38.85%と県全体の数値よりも低くなっております。

3つ目の、村においての現行保険証終了後の対応と村民への周知についてであります。

国民健康保険については、現行保険証の有効期限到来前までに、資格情報のお知らせまたは資格確認書を送付いたします。資格情報のお知らせとは、自身の被保険者資格を把握できるように交付される書類であり、医療機関窓口の機器不良などでマイナ保険証が読み取れない場合に、マイナンバーカードと一緒に提示することで資格確認ができるものであります。お知らせ単体では受診できません。一方、資格確認書とは、医療機関を受診する際に、マイナ保険証を利用しない人が健康保険証の代わりとして利用する書類となります。

一方、後期高齢者医療保険については、全国一律の方針として、マイナ保険証のあるなしにかかわらず、新しい資格確認書が保険者に送付されることとなっております。

最後に、国保税滞納者に対する対応であります。

1年以上前の保険料に未納がある状況が継続した場合は、国民健康保険法第54条の3に基づき、医療費の自己負担割合が10割となる特別療養となる場合があります。その場合は事前に通知を送付し、対象者に保険証または資格確認書の返還を求めた上で、医療機関等の窓口における一部負担割合が10割となる資格確認書または資格情報のお知らせを発行します。

なお、マイナ保険証を使用している滞納者については、村側で負担割合を変更し、医療機関受診時に10割負担となるようにしますが、詳細については未定でございます。

以上であります。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、前原議員の熱中症、命に関わる危険な暑さへの対応の4番目、学校の授業の中で起きる猛暑対策と熱中症が発生した場合の対応についてお答えいたします。

まず、猛暑対策ですが、おおむね熱中症対策ということになると思いますので、その点からお答えしたいと思います。

学校では、登下校に際して、首に保冷リング・タオルなどの熱対策グッズの活用や帽子の着用、日傘の使用などを推奨しております。小学校のヘルメットですが、今年度からは、夏場は保護者の判断で市販の帽子を使用することもできるようになります。

また、毎朝の健康観察で、朝食抜き、体調不良、病欠明け、寝不足などの熱中症にかかりやすい児童生徒を把握して、その対応に当たっております。さらに、活動が終了した場合にも適宜健康観察を行い、体調不良者がいないかの確認を行っております。

校舎内での活動については、気温により適宜エアコンを稼働させて室内を適温に保つようにしております。

体育館やグラウンド、屋外での活動時は、活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、危険度に応じて活動の中止や活動内容の見直しを図っております。特に運動については、適宜水分補給と休息の時間を設けております。これについては、水泳学習も同様の対応となります。行事や部活動におきましても、暑さ指数により、危険度が高いときは活動内容を見直したり、延期や中止といった対応を取ったりしております。

熱中症アラート等が発令された場合や熱中症の発生が疑われるような場合には、校内放送等により、児童生徒並びに教職員へ周知し、注意を呼びかけております。

次に、熱中症が発生した場合ですが、各校が策定しています危機管理マニュアルにのっとって対応することとなります。

具体的な動きで言いますと、傷病者の症状（意識、心拍、呼吸等）の確認をし、心肺蘇生法などの応急手当、特に熱中症の場合は、体を冷やすことを優先して行います。そして、他者への協力要請や指示など判断を行い、必要な行動を取るようになります。重症と思われる場合は119番通報を行い、医療機関へ救急搬送を行います。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 続いて、私からは、7番前原議員の熱中症、命に関わる危険な暑さへの対応について、1、2、3番項、そして竹内天神堂古墳についての答弁をさせていただきます。

まず、高齢者への熱中症対策ではありますが、昨年度、単身高齢者世帯に対し、村の社会福祉協議会及び民生委員様のご協力の下、温湿度計を配布、そのほか経口補水液の配布を実施いたしました。今年度も同様に、該当の年齢を迎えられた方及び単身世帯となられた方を対象に実施の予定としております。また、昨年度から舟橋村熱中症予防対策等送迎支援事業として、図書館や会館等へ送迎する事業を社会福祉協議会に委託しているところであります。

次に、クーリングシェルターであります。村における指定施設については、例年どおり舟橋村役場、舟橋会館、舟橋村立図書館の3か所であります。開設時間等はおおむね施設の開設時間に準ずる運用となり、開設期間につきましては、国の熱中症特別警戒アラート運用期間である4月の第4水曜日から10月の第4水曜日までの間で、熱中症特別警戒アラートが発出されるような危険な暑さの際に開放することになっておりますが、基本的には、開設時間内であれば、いつでも、今ほどお伝えしました3つの施設にお立ち寄りをいただき、涼しんでいただければよいものとして考えております。

続いて、エアコンの設置状況に関するご質問であります。

まず、村内には現在、生活保護世帯はございませんので、高齢者世帯についてご説明をさせていただきます。

冒頭でご説明いたしました温湿度計配布時に、民生委員の方にアンケートを取っていただいた結果でご説明いたしますが、約60名のアンケートの中で、エアコンが全くない世帯については項目がなく、把握しておりませんが、ふだん過ごす部屋にエアコンが

ない方は3名、設置があっても使わない方を含んで5名程度でありました。さらに、温湿度計の配布は高齢者の独り暮らし世帯のみで、高齢者夫婦等を含んでいないため、現状、エアコンの未設置世帯数は把握ができておりません。

そして、議員ご指摘のエアコンの購入補助についてであります。

現在のところ、対象となる世帯は少ないと推察されますが、高齢者の熱中症は重症化しやすい傾向にあります。近隣市町では高齢者世帯等へのエアコン設置に対する補助もあることから、まずは情報収集をしてまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、村民の皆様が大事に至らぬよう、広報や高齢者の通いの場で、社会福祉協議会職員さんや村の保健師さんなどから、水分の摂取や適切なエアコンの利用について周知を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、竹内天神堂古墳についての質問にお答えをさせていただきます。

竹内天神堂古墳については、ご承知のとおり、舟橋村唯一のジオパークに指定されており、村としての位置づけは、数少ない村の文化的・歴史的遺跡、史跡の一つであると認識しております。

現在、竹内地域の住民の方々によって天神堂古墳の整備の計画が進められているということは承知しておりますので、その存続や環境の保全・保護についても、村としても足並みをそろえて取り組んでいく必要があるものとして捉えております。

あわせて、当該古墳周辺には、舟橋村のポスターにも掲載されている無量寺やその前面にはハス畑もございます。将来的には、その周辺の地域を一体的に舟橋村の観光スポットとして整備を進めていくことが、舟橋村に足を運んでいただく観光資源として効果的に働くものと考えております。

いずれかの時期には、その計画を村民の皆様にもお示ししてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 1番小杉知弘です。

本日は舟橋小学校6年生が傍聴に来ています。自分たちが住む村のルールや金の使い方がどうやって決まっていくのかを知るとてもよい機会だと思います。

一昨年9月議会で、中学生の子ども議会の開催について質問をさせていただきましたが、このような機会が増えることで、小中高生による議会への興味・関心が大きくな

ることを願います。

それでは、本日の質問に移らせていただきます。

昨年９月議会において一般質問で取り上げさせていただきました小学校のプール授業及び夏休みのプール開放について、質問をさせていただきます。

当時のことを簡単に振り返らせていただきますと、まずプール授業の重要性を私のほうからお話しさせていただきました。それから、質問として、１つ目、周辺の小学校より授業でプールを使う回数が少なかった理由、２つ目、夏休みのプール開放を中止した理由の２点をお伺いさせていただきました。

１つ目のプールでの授業に関する答弁は、天候不良等が原因だったとのことで、今年度については授業の入替え等でプール利用が大きく減らないよう工夫されるとの答弁でした。

２つ目の夏休みのプール開放に関する答弁は、児童及び監視員の熱中症のリスクを考慮したことが中止の理由とのことで、今年度は午前中の開放にするなど対策をしてプール開放ができるよう検討するという内容の答弁だったと記憶しています。

どちらも前向きな回答をいただいたわけですが、まずは本年度のプールの利用の予定について教えていただければと思います。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、私のほうから、小杉議員の、小学校のプールの授業及び夏休みのプール開放における本年度の予定と今後の方針についてお答えいたします。

まず、夏休みのプール開放についてお答えいたします。

小学校では、５月のＰＴＡ常任委員会で夏休みのプール開放について協議され、開放しないでもよいという意見で一致しました。

そこで学校では、ＰＴＡの意見から、プール監視の保護者の確保が難しいとして、夏休みのプールは開放しないというふうに決定をいたしております。

そして、夏休みのプール開放は実施しない旨、それをプリントにしまして、５月１６日付で発出しております。その後、保護者の方からは、特段この件に対する問合せ等はないというふうに伺っております。

続きまして、水泳学習についてでございます。

プールの学習は、体育の授業として全学年実施しております。６月の後半から７月にかけて、学年によって多少の違いがありますが、１０時間程度の授業を実施するよう年

間指導計画を作成しております。

ただし、天候状況により水泳学習の実施が難しい場合は、他の領域の学習に変更したりするなどして、体育の学習の時間は確保するようにしております。

本年度につきましても、天候等に大きく左右される水泳学習ですが、年間指導計画に基づいて実施できるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（古川元規） 小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 今ほどの答弁、ありがとうございました。

授業のほうは、予定どおり授業の入替え等で対応されるとのことで安心しました。一方で、夏休みのプール開放は行わないという結論になっていることで、非常に残念に思っております。PTAの常任委員会での決定ということなので、PTAさんの決定は尊重いたしますが、一方で、村の教育委員会としての姿勢について幾つか疑問がありますので、再質問させていただきます。

1つ目は、昨年の答弁では、PTAとは話合いをして今年度に向けた方針をつくっていきますと答弁されています。質問をした9月から今回の決定に至るまで、何度の話合いを行われたのでしょうか。記憶の範囲で構いませんので、その際協議された内容も教えていただければと思います。

2つ目です。1つ目の質問と重複するので、まとめて回答していただいても構いませんが、今回の決定の大きな理由の一つに、PTAによる監視の負担が挙げられると思います。協議の中で、プール監視を外部に委託したり、開放日を減らしたりするといった方法は考えられなかったのかどうか教えてください。

3つ目です。村の教員委員会のプール開放への思いを伺います。

先ほどの答弁では、PTAさんと学校の意見が、開放しないでもよいとの意見だったと聞きました。確かに開放しない自治体は増えてきていますし、開放しなくても、誰も困らないとは思いますが。

しかし、私の古い記憶をたどりますと、夏休みのプール開放は、夏休みの宿題の合間に遊びに行ける、大人の目がある安心して遊べる貴重な場所だったと思います。また、しばらく会っていなかったクラスメイトと偶然会えたり、話ができたりする楽しい場所だったと記憶しています。

「しなくてもよい」という意見ばかりを尊重しては、なくなってしまう行事はた

くさんあると思います。私個人の意見ですが、行政の仕事というのは、やらなくてもよいけど、やったほうがよいことを実行するのも重要な仕事のひとつだと思っていますし、プール開放については、やらなくてもいいけど、やったほうがよい事業のひとつだと思っています。

今年度の夏はこれからです。また、来年度以降の方向性は未定だと思います。今から教育委員会として取り組めることがあると思いますが、その辺りについてご意見を伺いたいというのが3つ目の質問です。

少し長くなりましたので、質問をまとめます。

1つ目はP T A、学校との打合せの回数と内容、2つ目は監視員の外部委託や実施回数の検討について、3つ目は教育委員会としての今後の考え。

以上3点、再質問させていただきます。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） それでは、小杉議員の再質問について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、最初にP T Aとの協議の件でございますが、協議は一度もしておりません。既に協議をする前にP T Aの常任委員会で決定されたということで、P T Aのほうからこちらのほうに要望等が上がってきておりませんでしたので、その点については対応していないということが1点目です。

2点目、監視員の確保ですが、この点については、教育委員会のほうでも検討はしておりますが、他の自治体を見ますと、熊本市は全小学校で開放しておりません。中止いたしております。広島は、102校あるうちの、現在開放しているのは12校となっております。これについては、暑さの対応と、監視員不足ということで、監視員を配置する人材が不足しているというところにあります。また、監視員を設けた場合、監視員への安全配慮の責任が問われる場合がございますので、その点のものもこちらのほうで注意するということが必要になってくるので、非常に今のところ、監視員の配置については難しいというふうに考えております。

3つ目の教育委員会の意見としましては、当然議員がおっしゃるとおり、プール開放は実施すべきであるというふうに私も思っております。ただし、やはり安全配慮、それから監視員の確保ということが非常に難しい現状では、プールを開放することが非常に困難であるというふうに考えております。

近道といいますか、開放できる近道は、やはり育成会、PTAの保護者の方の協力を得ることが一番になるかというふうに思っております。

以上、答弁いたします。

○議長（古川元規） 小杉知弘議員。

○1番（小杉知弘） 今ほど答弁、ありがとうございました。

最後は質問というより意見になりますので、特に答弁は必要ありませんが、数人の子どもたちからは、夏休みに学校のプールに入れるのであれば行ってみたいという声を聞いています。また、去年の答弁の結果を知っている保護者さん、それから児童もいます。監視員が不足するのであれば保護者同伴にするとか、金銭的な問題があるのであれば有料にするとか、できない理由があるということは、それを解決する方法もあるのではないかなと思います。

問題が少ないわけではありませんが、今年中に数回、もしくは来年度、プール開放の機会があることを望みます。

以上です。

○議長（古川元規） 土田教育長。

○教育長（土田 聡） 今の小杉議員の質問に答弁をさせていただきたいと思います。

次年度以降に関しましては、こちらのほうでまたちょっと考えていきたいというふうには思っておりますが、何しろ監視員の確保が一番難しい問題でありまして、この点についてまた育成会の方々と話をしながら、確保に向けた形を取っていきたいというふうに、前向きに、来年は開けるようにしていきたいというふうに考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（古川元規） 加藤智恵子議員。

○3番（加藤智恵子） 3番加藤智恵子です。早速質問に入らせていただきます。

私からは、通告に従い、2点質問させていただきます。

初めに、高齢者のデジタル環境整備とスマートフォン、以下「スマホ」と呼ばさせていただきます、購入の助成についてです。

現在、行政からの連絡や地域行事の開催可否の確認、イベントの予約、買物、健康、特に防災情報など、日常生活に必要な情報の多くがパソコンやスマホなどデジタル機器を通じて提供されるようになっていきます。

一方で、高齢者の中にはスマートフォンをお持ちでない方や操作に不安を感じておら

れる方も多く、「デジタル難民」と呼ばれる情報格差が生じています。

これは、本人の生活の質の低下にとどまらず、地域のつながりや安心・安全にも影響を及ぼしかねません。

また、キャッシュレス決済や行政手続のオンライン化が進む中で、スマホは今や生活の基盤といっても過言ではありません。

行政情報のデジタル化は、地域の活性化や住民サービスの向上に寄与するものであり、舟橋村としても、さらに地域のデジタル化を加速させるため、今年4月1日に「舟橋村デジタル化変革宣言」を発出されました。

富山県内ではまだありませんが、全国の多くの市区町村では、高齢者のスマホの購入費用を助成する制度が実施されています。金額は5,000円から3,000円程度で、補助の形態は現金給付かポイント付与されています。購入とセットでスマホ教室の受講や防災アプリ、マイナンバー登録が条件となることが一般的です。

そこで、本村といたしましても、スマホやタブレット端末などを持ってもらえない75歳以上の高齢者に対し、一定の条件の下でスマホの購入費用の一部を助成して、スマホを持っていたら、デジタル難民の予防と救済をしていただきたいと思います。

スマホ購入後は日常に使えるようにスマホ教室や個別相談を行い、定期的に実施し、高齢者のスマホに対する苦手意識や不安を払拭します。そうすることで、舟橋村デジタル化変革宣言が、より身近で実効性があるものになると考えます。

また、富山県や国のマイナポイント事業やデジタル活用支援推進事業などの連携も含め、高齢者のデジタル支援体制としてスマホ購入費用の一部を村が助成することで、スマホを持たれる方が多くなり、村民の生活の質が高まるものと考えられます。

スマホは、もはや利用者のアクセス性と体験を高めるために必要不可欠なデバイスです。また、今年度から始まる高付加価値NFT販売プラットフォームを構築する場合にも、スマホ対応（モバイルファースト設計）は重要な要素とされています。

このように、スマホは行政にとっても住民にとっても生活の必需品になってきています。近い将来は住民の一家に1台はスマホやタブレット端末があり、結ネットで情報共有し、住民同士がつながり、村がより発展するように、スマホ購入の助成を制度として取り組んでいただくことを提案させていただきます。お考えをお伺いします。

次に、お米の高騰、米不足への対応の支援についてです。

昨年以來、全国的に米不足と価格高騰が続いており、政府の備蓄米も放出され、販売

開始されましたが、家計への影響が広がっています。

特に農家ではない高齢者や子育て世帯にとっては、米不足は日々の食生活に直結する深刻な問題です。物価の高騰から住民の皆さんを守るためにも、村として何らかの対応が求められていると感じています。

平成5年の1993年の米不足では、政府備蓄米だけでは対応し切れず、地域での供給不足が発生し、米の輸入が行われました。私ごとですが、平成5年当時のふなはし保育園の園児は、主食のご飯を毎日持っていっていました。うちの娘にも毎日持たせていました。農家ではない我が家は、スーパーにお米がなくなり、ご飯が炊けず、子どもにパンを持たせました。そうすると、保育園から、ほかの園児たちがパンを欲しがるからパンは持たせないでほしいと注意を受け、困り果てたのを覚えています。

そのときの米不足の経験から、国の備蓄米に加えて、地域独自の食料備蓄や米備蓄の必要性を認識する自治体が増加しました。特に災害リスクが高い地域や農業が盛んな地域で取組が活発化しました。総務省や農林水産省の防災関連資料には、地方自治体の食料備蓄状況調査があり、多くの自治体が備蓄米を保有していることが報告されています。

お米は主食であり、生活が厳しい方々に一時的なお米の配布の支援を提案させていただきます。

また、今後の米不足の対応として、地元農家との連携を図り、村民向けの優先販売制度や余剰米を活用する協定のような仕組みづくりについて、村として検討していただきたいと希望される非農家の方もおられます。

そして、お米の情報を、村の広報紙やホームページ、LINE、インスタグラム等デジタルを通じて、地元米の価格や販売情報を住民の皆さんに分かりやすくお伝えしていくことを検討して、システム化するには多くの課題があると考えられますが、今後の政策に生かしていただきたいと思います。

村民一人一人が情報から取り残されないこと、最低限の食を確保できることといった日々の安心を感じながら暮らしていけるように、村としての支援体制のさらなる充実をお願いしたいと思います。ご見解をお伺いいたします。

よろしくお願いします。以上です。

○議長（古川元規） 山崎総務課長。

○総務課長（山崎貴史） 3番加藤議員のデジタル環境整備とスマートフォン購入助成についての質問にお答えいたします。

まず、スマートフォン購入助成についてお答えいたします。

総務省の令和6年通信利用動向調査によりますと、スマートフォンの世帯保有率は90.5%となっておりますが、70歳代や80歳代以上の世帯では保有率が全体平均を下回っており、特に高齢者がデジタル機器を使いこなすための環境整備が重要です。

議員からご提案のありました高齢者向けのスマートフォン購入助成制度につきましては、既に他の自治体で実施されているところもありますけれども、舟橋村においてもどのような経済的支援が考えられるか、村民の皆様のニーズを踏まえて検討してまいります。

続いて、操作講習会、個別相談の機会についてお答えいたします。

総務省の同調査では、高齢者がスマートフォンを利用する際には、操作に対する不安感や抵抗感があることが指摘されております。

舟橋村では、これまで社会福祉協議会に委託して高齢者向けスマホ教室を実施してきたところですが、今年度からは新たに地域おこし協力隊員「にしけんさん」の協力を得て、舟橋村役場内にスマートフォンの操作方法やアプリの利用方法に関する相談窓口を設置いたしました。

高齢者の方が安心してスマホを利用していただけるように、スマートフォンの購入助成制度と併せて、地域おこし協力隊員と連携した支援を行ってまいりたいと考えております。

最後に、高齢者のデジタル支援体制についてお答えいたします。

舟橋村では、今年4月1日に舟橋村デジタル変革宣言を発出したところでありますが、全世代の方が安心してデジタル機器を活用できる地域社会の実現を目指しております。

村としては、引き続き県や国において進められているデジタル化推進の取組と連携を取るとともに、さらに他自治体において取り組まれている事例や民間企業の動向なども参考にしながら、高齢者のデジタル支援体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（古川元規） 田中住民生活課長。

○住民生活課長（田中 勝） 続きまして、お米の高騰、不足への支援についてお答えいたします。

昨年より続く米価の高騰で、現在は銘柄米を含めた5キログラムの平均価格は前年の約2倍となる4,000円を超え続けております。ご存じのとおり、マスコミも連

日米価を報道し、主食である米の高騰は、住民生活に対し、逼迫感が増すばかりでございます。

そのため、政府も備蓄米を市場に投入しております。入札制度も当初の一般競争入札から随意契約へと変更を行い、価格を5キログラム当たり2,000円台に誘導する等、躍起となっております。また、今後は米政策についても、事実上の減反の縛りを廃止し増産を検討する等、今まで聖域と呼ばれた農業の構造改革に着手すると担当大臣は申しております。

一方、村として生活が厳しい方に対する米の配布支援は考えておりません。また、残念ながら、家計への支援等も行う予定はありません。

次に、地元農家との連携を図り、村民向けの優先販売制度や余剰米を活用する協定のような仕組みづくり等についても、特に検討してはございません。

ただ、3月議会でも説明させていただきました、東芦原にある農産物直売所「ベジポート」に対し、支援事業（生産者が納める品物の価格に対する20%分の負担金について村から助成する支援事業）を行っております。その直売所に村内の米生産者さんから出荷をしていただくことで、地産地消の拡販を図り、消費者から見て地元産のお米を食べる機会が創出できる仕組みづくりを展開してまいりたいと考えております。

最後の質問であります、地元米の価格や販売情報を住民に分かりやすくお伝えしていくことは可能かとの問いに対しては、大変難しい問題と認識しております。米価高騰に対して、村としてできることは大変少ないことをお伝えいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） ここで暫時休憩いたします。休憩は11時5分までといたします。

午前10時56分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（古川元規） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） 竹島貴行です。傍聴席が非常にすいた状態に見えるのは、私として

は残念感がありますが、しかし教育における、子どもたちへの議会の仕組みを伝えるという取組は非常によいと思います。今後もこういう機会が増えればいいというふうに感じております。

それでは、始めます。

まず、日本はご存じのとおり民主主義国家です。また、法治国家でもあります。そして、国民主権ということから、主権者である国民が国政選挙で自分たちの代表を選び、国家運営を託します。また、同じように舟橋村でも、村民主権という考えの下、主権者である村民の皆さんが村長及び議会議員を選挙で選び、村の自治運営を任せる仕組みとなっています。

民主主義における国民主権、村民主権というのは、行政自治の最終責任者として主権者である国民、村民が自分たちで選んだ結果、責任を負わされる仕組みといっても過言ではないと私は考えています。ですから、国民や村民は国家運営や村の自治運営に関しての責任から逃れることはできず、政治に皆さん自ら関心を持つべきことは言うまでもありません。

国会議員になりたい人たちは、選挙が近づくと、政治は国民のためのものとか、国会議員が国民の生命と財産を守りますという話を当たり前のようにします。国の政治とは、国民主権の建前から、まさしく国民を守るためのものに違いはないと考えますが、皆さんは現実をどう見ていらっしゃるのでしょうか。

また、村政においても、舟橋村は村民の生命と財産を守るための仕組みであると私は考えております。村民の最も身近である村は、皆さんの生命と財産を守れているのでしょうか。それを評価するのは村民の皆さんです。

私は、ここで皆さんの不安をあおるための話をしているわけではありません。村民の最も身近な自治体である舟橋村に村民自ら関心を寄せ、自分たちの村がより住みよい村となるよう政策実現を図ることを願い、この話をしていますが、これは地方創生にもつながることです。

冒頭で日本は法治国家であるということを述べさせていただきましたが、法により皆さんが選挙で代表者を選んで自分たちの権利を付託し、国や村が運営される仕組みとなっています。また、舟橋村は、地方分権推進法や地方分権一括法により、建前は村と国は対等な関係で協力し、村が自主性を高めることをうたっています。

その自主性を担保するため、皆さんが選挙で選んだ村長や議員が村民を守る責任を負

い、自治を担っているといっても過言ではないと私は考えています。そのことを主権者である皆さんが認識され、自覚していただくことを念頭に質問を行います。

今回取り上げた質問は、舟橋村のワクチン行政サービスが村民の皆さんにどのようになされているのか、取組姿勢を確認するものです。

ご存じのとおり、ワクチンとは、病気の感染予防を目的に薬を体内に投与し免疫力を高め、病気にかかるリスクを減らすものです。地方分権という観点から、自治体それぞれの取組姿勢が異なるようにも見えますが、村民に最も身近な舟橋村が村民の命を守ることにつながるワクチン行政の責任は重大だと私は考えています。

そこで、1つ目に、子宮頸がん予防ワクチンについて担当課長にお尋ねします。

令和2年3月に生活環境課長名で別紙添付文章が出されています。これは中学1年生から高校1年生の女子を対象に定期予防接種を実施していたものであり、副反応リスクの観点から、厚生労働省から一時控えるように勧告が出た結果、積極的勧奨を一時差し控えることにしました。しかし、現在は積極的勧奨が再開されていると思います。

今でもワクチンを接種するリスク、摂取しないリスクは存在すると思いますが、村は対象女子の保護者に対し、どのように勧奨しているのか説明を求めます。

最終的な接種責任は本人及び保護者に委ねられ、判断することは当事者たちの大きな悩みになっているのではないかと推察します。大切な子どものため保護者が決断をしなければならないとすると、そこに当事者が納得して決断できるよう自治体として寄り添い、説明する責任があるのではないかと私は考えます。

次に、2つ目として、新型コロナワクチンについて村長に尋ねます。

国は、このワクチン接種について積極的に勧奨を進めてきました。そして、自治体も国の方針に基づき、村民に接種の勧奨を行ってきました。これまで7回にわたりワクチン接種が行われてきましたが、現在では新型コロナは感染症法上の分類が2類から5類へと一気に危険度が下がり、ワクチン接種の全額補助も令和6年を境に接種希望者の一部自己負担による有料化が導入されました。

オールドメディアの報道しない自由への疑問やネットメディアによるワクチンの信頼度低下浸透等から、政府の公表データを基にしたNHK情報特設サイトによると、富山県の全人口に占める接種割合は、第1回目84.49%が第7回目には15.85%とワクチン接種率は大きく下がっています。また、新型コロナワクチンによる健康被害をNHKのクローズアップ現代が特集し1回だけ放送しましたが、それ以外はオールド

メディアでは、報道は見受けられません。この姿勢もメディアに対する国民の不信感をあおる結果となっているのではないかと推察しています。

現に国会では超党派議員による委員会が立ち上げられ、ワクチン健康被害について政府を追及し、著名な医学者が記者会見を開き、ワクチン健康被害に対する見解を述べています。また、アメリカでは今の政権で健康な子どもや妊婦のワクチン接種を取りやめるとして混乱も来しているようですが、ネットメディア以外のオールドメディアで報道の痕跡を見つけられません。

現代はネットを通じ全世界に情報が拡散され、世界の動きを情報収集できますが、日本のオールドメディアは報道しない自由が足かせとなり、時代の潮流から乗り遅れ、衰退の一途をたどっているようにも見えます。

話を元に戻しますが、この時代の流れに、地方分権の観点から、舟橋村も村長や議会は村民第一主義の観点で村民の付託責任に応えるべきと考えます。村民の命や財産を守るのは役場職員や組織ではなく、村長や議会だと私は思います。

今回はワクチン行政について質問を行います。以上を踏まえ、村長に見解を求めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（古川元規） 船木健康福祉課長。

○健康福祉課長（船木寛人） 6 番竹島議員のご質問のうち、まず子宮頸がんワクチンの接種勧奨についての質問にお答えいたします。

子宮頸がんワクチンの定期接種は、平成 25 年 4 月から開始されており、小学校 6 年生から高校 1 年生相当の女子を対象として、公費で接種することができます。

国では、定期接種開始直後の平成 25 年 6 月に、積極的な勧奨を一時控えることとされましたが、令和 3 年 11 月に、安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことを踏まえて、令和 4 年 4 月から積極的な勧奨を順次行うこととされました。

舟橋村でも、この動きに呼応しまして積極的な勧奨を再開しており、3 月下旬から 4 月上旬にかけて、小学校 6 年生女子を対象として接種券を発送しております。加えて、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した世代の方を対象に、令和 4 年度から 6 年度までの 3 年間に、公費によるキャッチアップ接種を実施しました。

議員ご指摘の接種に伴うリスクに関しましては、今ほど申し上げたとおり、接種

による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められているところではあります。厚生労働省発行のリーフレット「小学校6年～高校1年相当の女の子と保護者の方へ大切なお知らせ」においては、同ワクチンの効果とともにリスクについても記載されており、これを接種券と一緒に送りしております。

なお、同リーフレットには、ワクチンが原因となったものかどうか分からないものも含めて、接種後に重篤な症状として報告があったのは、ワクチンを受けた1万人当たり約2～5人ですとあります。5人と仮定した場合、率にして0.05%となります。

また、保護者の方から村に相談がありましたら、保健師が対応しまして、同リーフレットの詳細版を用いて、効果、リスク、注意点などを説明して不安の解消に努めております。

今後も、保護者の方が納得された上で接種を受けていただけるよう、必要な情報提供に努めてまいります。

次に、新型コロナワクチンについての質問に私のほうからお答えさせていただきます。

令和6年度から、新型コロナワクチンについては、65歳以上の方及び60歳から65歳未満までの身体に重い障害をお持ちの方などを対象に定期接種として実施しており、対象の方には9月下旬に接種券を送りしております。

この接種券を送りする際に、厚生労働省発行のパンフレットも同封しており、パンフレットには、接種できるワクチンの種類、社名だけでなく、各ワクチンの副反応と発現割合が表形式で記載されており、接種される方がご判断いただくための情報の一つになっているものと考えております。

また、村のホームページや広報におきましてもご案内しておりまして、引き続き村民の皆様への情報提供に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 続きまして、私から、竹島議員のワクチン行政の在り方についての見解の答弁をさせていただきます。

日本におけるワクチン行政の是非の議論が深まったのも、2020年以降の新型コロナウイルス感染症に対してのワクチンの是非によってのものと感じております。

私は、お恥ずかしながら、それ以前のワクチンの歴史、もろもろの歴史、諸外国と日本のワクチン行政の在り方の違い等々、細かな部分まで承知してはおりませんが、この

コロナワクチンの是非においては、私自身、若干の違和感を覚えたことは事実であります。

今回のご質問は、そのワクチン行政の在り方の見解を求められてはおりますが、見解を述べるほどの知見はなかなか持ち合わせていないということも踏まえ、この新型コロナウイルスに対してのワクチンの違和感の一端をご返答させていただきまして、今後のワクチン行政においての同様な違和感が発生することがないように、感じる方が一人でも減らせるよう取組を進めることをお誓い申し上げまして、答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、思い返すと、新型コロナウイルスが流行し始めた当初、致死率も一定程度あり、重篤な罹患者が発生していたものと承知をしております。当時は、未知のウイルスということもあり、ワクチンが存在していなかった中、ほかのワクチンと比較し、ごく短い時間で新型コロナウイルスに対してのワクチンが、いわゆるメッセンジャーRNAワクチンが製造されたというふうに記憶しております。十分な臨床実験もままならず、接種開始に至ったものと認識しております。

緊急事態であるという上での措置であったというふうには考えておりますが、それに対して、世の中では、まことしやかに様々な懸念がうわさされていたということも承知しております。

その懸念を解消する情報は、あまり開示がされていなかったというふうに私自身感じておりますし、そのワクチンのリスクの懸念を払拭する説明もなかなかされていなかったと記憶をしております。

本来ワクチンは極めてリスクが排除され、高い安全性の下、実施されることが当然であるものというふうに認識しておりますが、先般のコロナウイルスのような未知のウイルスに対しては、それが担保されない事態になり得ることも、今回理解をいたしました。

であるならば、接種の是非については、その時点で得られる効果、抱えるリスク、予想されるリスク等、様々な承知をしている情報を広く開示し、その上で接種の判断を最終的には個々にしていただく、個々ができる環境をつくるべきではなかろうかと思っております。

それでも万が一、副反応などにより予期せぬ状況、事態となった際には、しっかりとその補償を国、県、基礎自治体などが担保すべきでなかろうかと考えております。

以上が、新型コロナウイルスが世界的に流行した当時、私が感じておりました違和感

であり、本来のワクチン行政は、今ほど申し上げたこの違和感が払拭された状態で進められることがよいものであると考えております。

今後、舟橋村におけるワクチン行政については、今ほど申し上げました違和感を感じる村民の方が一人でも少ない状態で進めるべきというふうに考えておること、そしてそのお誓いをこの場を借りてお伝え申し上げまして、稚拙ながら質問の答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 竹島貴行議員。

○6番（竹島貴行） どうもご丁寧な答弁、ありがとうございました。

担当課長の答弁を聞いていて、まず思ったことは、これまでと同じやり方で継続して進めていくという、そういう内容だったと思います。それはそれで間違いのないのかもしれませんが、地方創生という観点から、この舟橋村が将来的により村民にとっていい村となっていくように、もう一步足を踏み込んで、丁寧なそういうリスク管理、村民に対する説明責任を担っていくべきじゃないかと。

今、課長の説明では、問合せがあった場合に保健師が対応して説明しますという、そういうことでありました。しかし、どういう説明をされているのか。今現在、対象となるその児童を抱える、その女の子を抱える保護者が非常に不安を持っておられるだろうという、そういう思いをするから、私はあえてこの質問をしたわけであります。

日本一小さい舟橋村において、やはりできることはあるというふうに私は思いますが、そこまで村としては、村民のための舟橋村ですから、バージョンアップというか、スキルアップを図っていただきたいというふうに考えるわけであります。

また私自身が、おかしくなってきたのかと時々思うんですが、私から見ると、この国は本当に信用できるのかと、信頼できるのかという、そういう懸念も感じるわけであります。

その中で、我々が自分たちを守っていく中で、自分たちは何をするか、何をしなければいけないのかというふうなことを、舟橋村においては、村民から責任を託された村長や我々議会議員がその責任を担うべきなんだろうと。

ですから、日頃の村民の皆さんの意見を聞いたり、コミュニケーションを大事にしながら、この舟橋村で、やはり舟橋村はいいところだというふうな、そういう思いに至れるような村づくりにつなげていただきたいというのは私の思いであります。

これから、この若い世代、どんどん、どんどん次代を担う世代の人たちがこの舟橋村

を担っていただけると思いますが、その意味においても、世に誇れる舟橋村になっているように私は願う次第であります。

私の気持ちだけを伝えてもしようがないんですが、村長の見解も私はよく分かりました。覚悟も分かりました。その中で、村長は一民間人から村長になられた。要は、村民の気持ちも分かる方だというふうに私は信じております。

そういう意味において、もう一言決意をいただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 改めて決意をとということでございましたが、本来、今ほど申し上げたとおり、ワクチンというものは安全性が十二分に担保された上で進められるべきものであるというふうには私ずっと思っております。

竹島議員も、このワクチン行政に対して強い疑念を抱いているということも重々承知しておりますし、同様の疑問も、私も長らく抱いておったというのも事実でございますので、本当にこのワクチン行政については、多くの方の理解及び賛同が得られる状況で進めていくというのが行政の持っていく方向性だと思いますので、引き続き、苦言でもないですけども、様々、村民の皆様のお声ですね、このワクチンに対してのお声があれば当局側にお伝えいただき、当局側もより心を寄せた対応を図れるよう進めてまいりたいというふうに考えておりますので、議員各位にご理解いただきたいというふうに思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 先ほど、前原議員から竹内天神堂の話が出ました。新聞報道によれば、その神明社の神木が伐採されるそうです。約8年前からサギが巣をつくって、住民に被害を与えたというふうに言ってきました。伐採は秋頃だというふうに新聞で言っていました。一つ解決ですね。

また、我が舟橋村は、私の知る限りでは、十数年間人口が増えてきた。ところが、残念ながら、5月1日現在で4人減になったというふうに、富山新聞でしたかね、報道されていました。

それはさておき、通告しております主要地方道富山上市線の融雪装置の進捗状況並び

にこれからの対策についてであります。

この質問は昨年9月にしました。約1年前です。が、その後どうなっているのか。進んでいるのか、どうなのか全く分からんということで、再度、今質問します。

音楽家・藤井フミヤの言葉ですが、「はるか遠い未来を夢見て」。しかし、そんなことは言っておられないと。夢も大事ですが、夢で終わっては意味がないと。

歩道の整備が終わると同時に、融雪装置の工事にかからねばなりません。そんなに時間がありません。

私は、この道路は富山県の主要道路であり、かつ近年のモータリゼーションの発達により車両が一段と増加し、不慮の事故等も考慮すると、融雪装置の整備は喫緊の課題であると言ってきました。

残念かな、県の方針は、新規の融雪装置は整備しない。老朽化した融雪装置を優先的に整備、補修すると言っておりますが、私に言わせると、誰がこんなことを決めたのかねと思います。

この方針に私は本当に疑問を感じます。前回も言ったんですが、既得権者、要するに融雪装置を持っておるところだけが利益を被っている。税金を使っていると。

時の村長は、これから大事なんです。舟橋村は今後高齢化がより一層進行することが予見できますので、日々生活において利便性の高い、そして安心・安全な村へと取組を進めていくべきであろうと考えております。また、主要地方道富山上市線は村を横断する県道ですので、各地区に本要望をお伝えし、現状を当局から働きかけてまいりたいという答弁でした。

実際にかけられたんですかね、村長は。全くそれが見えてこない。

そんな中で、7年度地区要望の中で、舟橋地区は、県道富山上市線に融雪装置を設置してほしい。上市街道で舟橋村だけが中抜けになっている。一步進んで、竹内地区は、主要地方道富山上市線の融雪装置の整備をお願いします。本道路は交通量も多く、圧雪時凹凸がひどく、大変危険な状態となっていますと要望しておるんです。

私も県道の横にありますから、実際ひどい、今年の雪はね。本当に凸凹。ましてや舟橋交差点のあそこは融雪装置があります。融雪装置と、ないところ、本当に差がひどい。結局、その融雪装置の水が凍って、やっぱり凸凹になったんです。極端な話、田んぼに落ちかかることもありました。ハンドルを取られて、ころころと。慌ててブレーキを踏んだんですがね。

今年３月議会での質問で、村長の答弁は、地区要望の対応について、所管・所轄外の物件等の要望は、当局の任意では対応できません。当たり前でしょう。自分のところで予算をつけるんでないから。あれは県の道路ですから、県が予算をつけるんです。要は、これからも、いかに強力に要望して、継続して要望するか。

最近の話題です。村は、地区要望はあるんですよ。はい、要望しました。伝達しました。そういう答弁が多い。そんなことで何になるがですかね、私に言わせたら。いろんな角度から、いろんな方法で要望するんですよ。土木事務所に、立山ですね、聞きましたら、おう、聞いておるよと。聞いておるけども。それだけです。

また、こんな話も聞きました。なぜ舟橋村だけが取り残されているのかという疑問を言った人もいます。実際、そうですね。荏原まで来て、三郷まで来て、泉まで来て。我が村、約２キロ。中抜け、全く前へ進まない。

先日の講習会で、こんなことを聞きました。過去に設置された公共施設等が今後大量に更新時期を迎える。一方、地方公共団体の財政は厳しい。それは分かっております。そのために、長期的な視点で施設の更新、長寿命化などに取り組む。舗装なんかは、道路に穴ぼこが空いておるがです。そこを舗装で埋めておるんです。土木事務所の係に聞きました。応急措置で穴ぼこを埋めておると。舗装できる金がない。そんなことを言っておりましたね。

だから、ここら辺りも考えて、どうしたらいいかということをやっぱり村は考えにゃあかんです。

私は、融雪施設の新規はやらん、やりません。先ほども言いましたけども、これだけでは既得権者だけ。できておところが優先的に直してもらえる。税金の恩恵にあやかっておる。不公平じゃないですかね。

県は、我が村は機械除雪を実施すると言っているんですが、私のところが言っておるのは融雪装置を整備してくれと言っておるがです。機械でやってくれと言っておるがでないがです。そうじゃない、本質論が違う。本末転倒だと私は勝手に考えておるんです。

だから、いろんな角度から考えて、村の代表である村長は、どのように県に働きかけるんです。

本当に何をされているんですかね。単なる傍観者では意味ないですよ。言いました、伝えました。それでは、うまくないでしょう。

私は、そういったことを踏まえながら、国会議員なり、県議会議員、県、県土木事務

所。極端なこと言いましたら、先般、私ら、県庁の先輩ですから飲む機会があって、知事に、いや、話があるがです。聞いてもらえますか。おう、いつでも来いというふうに言ってもらって。直訴まで考えておるくらいですよ。知事、どうなっておるが。何で舟橋村だけ、中抜けになっておるが。それくらい思いますよ。

だから、しつこいですが、少しでも早く関係する部署に要望してください。いつも言いますが、要望しないものはまず駄目。何でかという、こうしてくれと言うたら、やっぱり、いや、それは要望しておらんねかと言われるんですよ、県へ行ってもね。地元を固めて、継続的に要望してください。

ちょっと村長に耳が痛いかもしれませんが、村長、もう少し汗をかきましょうよ。トッパたる村長が汗をかく。極端な話、諦めますかね、中抜けの区間を。ここで諦めて手を引くか。そうすると、永久に中抜けです。

なぜならば、県は、あんたのところは融雪装置を言っておるけども、おらんところは耐雪、雪をどかしておる、歩道を直しておるというふうに言っておるがですね、答えは。だから、いいんじゃないかと。

今年で舟橋村の歩道はほぼ完成します。全体ではなく、舟橋地区ですね。そういう既成事実をつくってしまうと、それ、見たか。融雪なくても、ちゃんと走っておるじゃないかと。ちゃんと耐雪装置、つくったやないかというふうに言われます。

最後に、今から要望しないと、前に進まない。村長がいかに汗をかかれるか。乞うご期待です。ご検討をお願いします。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） 5 番森議員の質問にお答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、県道富山上市線の融雪について、令和 7 年の地区要望、自治会要望として舟橋地区及び竹内地区から要望をいただいておりますが、国重地区からは要望は現在受けておりません。

私自身、令和 6 年 1 2 月 2 2 日に国重地区の自治会の総会へお邪魔をさせていただきまして、時間をいただき、富山上市線の県道融雪について自治会内で検討いただくようお願いを行ったところではありました。

結果として 3 地区から村当局宛ての要望とはなりませんでしたが、当局といたしましては、今月の 6 月 1 8 日に予定しております立山土木さんとの情報交換会において、まずは所長宛てに直接文章で要望をお伝えしたいと考えております。その後日、7 月 3 日

には県知事要望として、同様に直接知事にも要望をお伝えしたいというふうに考えております。これが現在の予定です。

同様の件で申し上げますと、最近事業を施工していただいた、県が管理しております二級河川の細川のしゅんせつについては、数年前から毎年立山土木さんに要望して、長らく時間がかかり、実現したというのが現状でございます。

森議員の今ほどのお話のとおり、強いお気持ちも受け止めまして、継続的に私から要望のほうはお伝えしたいというふうに思いますが、要望の翌年にそれがかなうという保証は、現時点ではお答えとしては難しい状況でございます。

その点にはご理解をいただきながら、私としても各所に要望していきますということを、この場を借りてお誓いを申し上げまして、今後とも森議員にも共にお力を頂戴いたしまして、要望と一緒に進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） 私は、ご存じのとおり、自民党の政調会長を数年やっております。政調会を通じて、県に要望しておるんです。先ほど言いましたけども、回答はいつも同じ。消雪装置は機械除雪が困難な箇所や非効率な箇所に設置しており、老朽化が進む既存施設の更新を優先して進めている。

当該区間については、先ほど言いましたが、歩道と路肩を拡幅しており、この拡幅により除雪に必要な耐雪スペースが確保されるところから、引き続き機械による排除雪を行ってまいりたいという答えを出しておる。

全く消雪設備というものと、耐雪設備、歩道を拡幅しました。その歩道の雪を解かしましょうというのは、天と地の差ですよ。消雪は雪が解けるんです。雪がたまらんがです。耐雪は雪をどかすんです。たまっておる雪をどかす。

本当に、竹島議員がちらっと、自民党のもありましたけど、先般も政調会議がありまして、去年も言ったんですが、今年も言ったんですよ。今年の政調会長は冒頭の挨拶で、それぞれの地区要望がありますが、その要望が遅々として進まない。本人はそう言っていましたね。私はおっつけ、質問で、いや政調会長、あんたはいいことを言われた。本当に進まない。何でやと。

先ほども言いましたけど、何で舟橋村だけが取り残されている。村長は、これから一生懸命やると言われましたけど、今後を見ておりますけどね。

確かに村の一部の人が融雪装置の整備に反対したのは間違いありません。もう七、八年、１０年前ですかね。しかし、一度は受容をされて、やりましょうと言うたんです。そしたら、とある数人の方が、我が集落で反対したんですよ。それで、ペしゃんと潰れてしまった。それっきり、一切請け合ってくれない、県は。要するに、地元が賛成せんもん、やれるかい。こういう感じですね。

だから、これは村長に特別、しょうがないですけど、私自身、再質問、再々質問をしようと思ったんですが、私は、県道富山上市線の融雪装置ですが、昔の書類を引っ張ってきて見たら、平成２７年１月に、付近の住民と一緒に土木事務所に要望書を提出しました。連名で判こを押して。それくらいやったんですよ。ずっと今もやっておる。

そのときの答えは、舟橋交差点ですから、あそこに融雪装置があるから、あの融雪装置の、まず延長、要するにきっかけをつくるということですね。少し延長してくれんかと。それをきっかけにして、また左なり右なり行くと。そしたら、答えは、いや、水中ポンプといいますか、揚力ポンプといいますか、ポンプが、性能がないと。それだけの揚げておる力がないと。

そう言われたら、ポンプを替えればいい、簡単に言うたらね。ところが、ポンプを替えたって、本来水がないということで、しばらく諦めたんですが、五、六年前から、また。これは何でかといいますと、荏原まで来て、三郷まで来て、泉まで来た。こうなったときにやっぱり、これ、後世ずっとこのまま、歩道がよくなって耐雪になりますと、既得権、既成事実ができて、いや、あんたところのやつはもういいがになっておるねかい。それ以上、何言うておるがいというふうになりかねない。

だから、先ほど言いましたように、歩道が確保されると同時に、村長は答弁されましたけど、一生懸命土木なり、県なり。知事に言えばいいんです、そんなもん、はっきり言うて。そうしないと前へ進まない。

私は十数年間この融雪装置の問題に明け暮れたんですが、もう進まんなら限界ですよ。言うておっても、どうもならん、意味ないと。そんなふうに感じます。

村長、何か言うことがありましたら、よろしく。

○議長（古川元規） 渡辺村長。

○村長（渡辺 光） ありがとうございます。

ちょっとすみません。本当にちょっと具合が悪くて、答弁、申し訳ない部分があるんですけども。

私、要望は要望としてしっかりと受け止めて、お伝えすべきところはしていきたいというふうに思っておりますが、こちらのタイムスケジュールというか、思いどおりに進まないというのは、なかなか私も歯がゆい思いをしておるところでありますし、だからといって、これを諦めればいいのかというふうにも思っていないので。

県としては、先般の報道にもあったとおり、新規の融雪の施設はしないという方向性ではありますが、そこを、今森議員もおっしゃったとおり、どういうロジックで県にお願いしていくかというのは、今後の攻めどころだというふうに思っております。

あくまでもこれは新規ではなくて、中抜けしている、止まっている期間だというふうな考えの下、要望を続けていくことは一定程度可能なのかなというふうに私自身思っておりますし、舟橋村を横断する道路、すなわちその先にある上市町にとっても非常にこの道路は意味のある道路だというふうにも思っておりますので、そういう意味においては上市町とも少し足並みを整えていただきながら働きかけるというのも、また一つ進め方としてはあるのかなというふうに思っておりますので。

そういった点で、私よりも、こういった議員の年数の多い森議員でありますから、上市にも、そういった足並みをそろえていただける方、お力添えいただける方、お声がけができるのではなかろうかと思っておりますので、そういった点も当局にもまた引き続きお力添えをいただきたいというふうに思っておりますし、重ねてにはなりますが、私自身、引き続き要望としてこの事業が実現できるように進めてまいりたいというふうに考えておりますので、以上をもって答弁とさせていただきます。

○議長（古川元規） 森 弘秋議員。

○5番（森 弘秋） ありがとうございます。

十数年前反対したその名前は分かっておりますが、分かっておるのは2人。それは言いませんけど、県はそのとき言ったんです。反対する人間がおったらできないよ。あんたら、反対する人間から、きちんとまとめてこいと、こう言っておるんです。

それで、実際行きましたよ。その人に会いました。会いましたら、融雪措置のやつは一冬で何日間ですかね、動くのは、ポンプが。その間ぐらい、要するに、いわくは、おらんところの井戸水がかれる。それは十分分かってますよ。けども、せいぜい二日か三日、あるいは1週間も同じだと思うんですが、それぐらい私は本人に、我慢できんがですかいねと言ったら、駄目やと。

だから、村長に言いたいのは、県が言うがは、やっぱり地区民の意思決定、意思を固

めてこいは言っていますので、村長、よろしくお願いします。

○議長（古川元規） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（古川元規） 次に、ただいま議題となっております議案第19号から議案第21号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

散 会 の 宣 告

○議長（古川元規） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午前11時55分 散会